

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社の経営ビジョンは、「すべてのステークホルダーから信頼され支持される企業(アドマイヤード・カンパニー)になること」です。

お客様、パートナー、株主、社員への責任を果たし、ICT市場、市民社会、地球環境への貢献を怠らないことによってアドマイヤード・カンパニーになることが実現できると考えています。また、自己の判断ではなく第三者が認めてこそ真のアドマイヤード・カンパニーであると考え、ステークホルダーの皆様からアドマイヤード・カンパニーとして最高の評価をいただけるよう、不断の努力と研鑽を続けてまいります。

当社は、上記経営ビジョンのもと、継続した成長を最大の目標としております。当社は、当該目標を達成し、中長期的な企業価値の向上を図るため、透明・公正かつ迅速果敢な意思決定を実現するコーポレートガバナンスの充実・強化に継続的に取り組みます。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び枠組みを定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を、当社のウェブサイトにおいて公表しています。

<https://www.netone.co.jp/ir/policy/governance.html>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

すべての原則について、2018年6月に改訂されたコードに基づき記載しています。

【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、中期事業計画を、当社のウェブサイトに掲載しており、売上高、営業利益、営業利益率を目標として定めています。同計画は、株主総会や本決算、第2四半期決算の決算説明会において、代表取締役が分かりやすく説明しています。また、当社は、資本政策の基本的な方針を、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第19条に記載しています。今後は、自社の資本コストを的確に把握することに努めてまいります。

<https://www.netone.co.jp/ir/policy/plan.html>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、純投資目的以外の目的で、上場株式を保有していません。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第20条に記載しています。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、全国情報サービス産業企業年金基金に加入しています。その運用については、同基金の判断に委ねられますが、当社も加入企業として、企業年金の運用が従業員の資産形成や当社の財政状態に影響を与えることを十分認識し、決算報告書のレビューや代議員の選任を通じて、適切な体制の下で運用されるようモニタリングしています。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社は、経営ビジョン、経営方針及び事業戦略を、当社のウェブサイトに掲載しています。

<https://www.netone.co.jp/ir/policy/managerial.html>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」として取りまとめ、当社のウェブサイトに掲載しています。

<https://www.netone.co.jp/ir/policy/governance.html>

(3) 取締役の報酬決定方針と手続

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第9条に記載しています。

(4) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名の方針と手続

経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名については、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第8条及び第13条に記載しています。

経営陣幹部の解任については、取締役(代表取締役を含む)又は執行役員が適格性に欠ける場合には、諮問委員会において解任対象として審議を行い、取締役会の決議により決定します。

(5) 個々の指名についての説明

株主総会招集通知の参考書類に記載しています。

<https://www.netone.co.jp/ir/stock/meeting.html>

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1-1

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第3条に記載しています。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、客観的かつ中立的な視点からの助言・監督により取締役会の監督機能を強化するため、複数の独立社外取締役を選任することを基本としています。

現在、取締役11名のうち、4名の独立社外取締役を選任しています。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第8条第2項及び別紙(独立性基準)に記載しています。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11-1

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第4条に記載しています。

補充原則4-11-2

株主総会招集通知に記載しています。

<https://www.netone.co.jp/ir/stock/meeting.html>

補充原則4-11-3

取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要は、当社のウェブサイトに掲載しています。

<https://www.netone.co.jp/ir/policy/governance.html>

【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4-14-2

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第15条に記載しています。

また、当社では、取締役・監査役・執行役員に対し、以下の研修等を当社の費用負担で実施しています。

【社内取締役】

会社法やコーポレートガバナンスを理解するための研修の実施(就任時)

外部講師によるスキル向上のための研修や社外研修等への参加

【常勤監査役】

社外研修等への参加

【社外取締役・社外監査役】

オリエンテーション(就任時)

当社施設の見学会(就任時)

当社に対する理解を深める機会の提供(各種社内行事等への参加、経営委員会へのオブザーバー出席等)

【執行役員】

会社法やコーポレートガバナンスを理解するための研修の実施(就任時)

外部講師によるスキル向上のための研修や社外研修等への参加

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第21条に記載しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	15,395,900	18.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,515,600	5.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,792,200	4.48
GOVERNMENT OF NORWAY	2,091,361	2.47
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	1,794,300	2.12
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	1,617,483	1.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,530,300	1.81
明治安田生命保険相互会社	1,440,000	1.70
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,324,800	1.57
ネットワンシステムズ従業員持株会	1,195,553	1.41

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

(注1)大株主の状況は、2018年3月31日現在の状況です。割合は発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する比率です。

(注2) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で、株式会社三菱UFJ銀行に行名を変更しております。

(注3) 2018年4月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者から2018年3月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができないため上記大株主の状況には含めておりません。

【氏名又は名称/保有株券等の数(株)/株券等保有割合(%)】
三井住友信託銀行株式会社/1,984,400/2.31
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社/687,600/0.80
日興アセットマネジメント株式会社/3,941,500/4.58

(注4) 2018年3月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、大和住銀投信投資顧問株式会社から2018年3月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

【氏名又は名称/保有株券等の数(株)/株券等保有割合(%)】
大和住銀投信投資顧問株式会社/3,744,200/4.35

(注5) 2018年2月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、レオス・キャピタルワークス株式会社から2018年1月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

【氏名又は名称/保有株券等の数(株)/株券等保有割合(%)】
レオス・キャピタルワークス株式会社/5,592,100/6.50

(注6) 2017年12月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱東京UFJ銀行及びその共同保有者から2017年11月27日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社三菱東京UFJ銀行以外は、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に行名を変更しております。

【氏名又は名称/保有株券等の数(株)/株券等保有割合(%)】
株式会社三菱東京UFJ銀行/1,324,800/1.54
三菱UFJ信託銀行株式会社/2,016,700/2.35
三菱UFJ国際投信株式会社/412,900/0.48
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社/559,144/0.65
三菱UFJアセット・マネジメント(UK)(Mitsubishi UFJ Asset Management (UK) Ltd.)/164,800/0.19

(注7) 2017年10月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、アセットマネジメントOne株式会社及びその共同保有者から2017年9月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

【氏名又は名称/保有株券等の数(株)/株券等保有割合(%)】
アセットマネジメントOne株式会社/6,356,100/7.39
みずほ証券株式会社/102,800/0.12

(注8) 2017年10月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者から2017年9月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

【氏名又は名称/保有株券等の数(株)/株券等保有割合(%)】
ブラックロック・ジャパン株式会社/1,840,200/2.14
ブラックロック(ルクセンブルグ)エス・エー(BlackRock(Luxembourg)S.A.)/1,173,500/1.36
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド(BlackRock Asset Management Ireland Limited)/140,270/0.16
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ(Black Rock Fund Advisors)/811,400/0.94
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ、(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)/526,200/0.61

(注9) 2017年6月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、日本バリュース・インベスターズ株式会社から2017年6月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

【氏名又は名称/保有株券等の数(株)/株券等保有割合(%)】
日本バリュース・インベスターズ株式会社/3,368,100/3.92

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
河上 邦雄	他の会社の出身者													
今井 光雄	他の会社の出身者													
西川 理恵子	学者													
早野 龍五	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

河上 邦雄	株式会社関電工の出身者(2011年6月まで在籍)であり、同社との間には取引がありますが、当事業年度の売上高は約14百万円(当社の当事業年度の売上高の0.1%未満)、当事業年度の仕入高は約20百万円(同社の2018年3月期の売上高の0.1%未満)に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しています。 また、株式会社テブコシステムの出身者(2009年6月まで在籍)であり、同社との間には取引がありますが、当事業年度の売上高は約41百万円(当社の当事業年度の売上高の0.1%未満)に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しています。	情報通信事業分野の豊富な知見・経験及び他社における取締役としての経験を当社の経営の監督に十分に活かしていただけるものと判断し、社外取締役に選任しています。また、当社の定める独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。なお、河上邦雄氏は取締役会の承認を経て独立役員に就任しています。
今井 光雄	日立金属株式会社の出身者(2013年6月まで在籍)であり、同社との間には取引がありますが、当事業年度の仕入高は約68百万円(同社の2018年3月期の売上高の0.1%未満)に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しています。	情報通信事業分野の豊富な知見・経験及び企業経営者としての経験を当社の経営の監督に十分に活かしていただけるものと判断し、社外取締役に選任しています。また、当社の定める独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。なお、今井光雄氏は取締役会の承認を経て独立役員に就任しています。
西川 理恵子	現在、慶應義塾大学法学部教授であり、同大学との間には取引がありますが、当事業年度の売上高は約54百万円(当社の当事業年度の売上高の0.1%未満)に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しています。	法学研究を専門とする大学教授としての豊富な知見・経験を当社の経営の監督に十分に活かしていただけるものと判断し、社外取締役に選任しています。また、当社の定める独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。なお、西川理恵子氏は取締役会の承認を経て独立役員に就任しています。
早野 龍五	現在、東京大学名誉教授であり、同大学との間には取引がありますが、当事業年度の売上高は約122百万円(当社の当事業年度の売上高の0.1%未満)に留まり一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しています。	物理学研究を専門とする大学教授としての豊富な知見・経験及び各種団体における実務により培われた見識を当社の経営の監督に十分に活かしていただけるものと判断し、社外取締役に選任しています。また、当社の定める独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。なお、早野龍五氏は取締役会の承認を経て独立役員に就任しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	10	0	2	4	0	4	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	諮問委員会	10	0	2	4	0	4	社外取締役

補足説明 更新

当社は、経営の透明性・公正性を高め、コーポレートガバナンスを強化するため、取締役会の諮問機関として、代表取締役、社外取締役、常勤監査役及び社外監査役で構成され、社外取締役が議長を務める諮問委員会を設置しております。諮問委員会は、指名委員会及び報酬委員会の双方の機能を有し、取締役及び執行役員の選任、解任及び報酬等に関する事項を審議しています。事務局は社内取締役1名が務めています。2017年度は、3回開催しました。

なお、上記任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性「その他」に該当する委員は、常勤監査役1名及び社外監査役3名であります。

<委員の構成>(は委員長)
社外委員(7名):

河上邦雄(社外取締役)()
 今井光雄(社外取締役)
 西川理恵子(社外取締役)
 早野龍五(社外取締役)
 菊池正道(社外監査役)
 堀井敬一(社外監査役)
 須田秀樹(社外監査役)

社内委員(3名)
 吉野孝行(代表取締役)
 荒井透(代表取締役)
 松田徹(常勤監査役)

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査室、監査役及び会計監査人は、それぞれ定期的または必要に応じて会合を開催し、監査計画、監査実施状況等の報告を行い、相互の連携強化を図っています。

具体的には、監査役と会計監査人とは、半期に1回以上、会合を開催しています。監査役と内部監査室とは、期初、期中、期末の年3回及び必要に応じて適宜会合を開催しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
菊池 正道	公認会計士													
堀井 敬一	弁護士													
須田 秀樹	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 ）」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

菊池 正道		公認会計士として培ってきた財務・会計に関する幅広い知見・経験を当社の経営の客観的かつ中立的な監査に十分に活かしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しています。また、当社の定める独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。なお、菊池正道氏は取締役会の承認を経て独立役員に就任しています。
堀井 敬一		弁護士として培ってきた企業法務に関する幅広い知見・経験を当社の経営の客観的かつ中立的な監査に十分に活かしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しています。また、当社の定める独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。なお、堀井敬一氏は取締役会の承認を経て独立役員に就任しています。
須田 秀樹		情報通信事業分野の豊富な知見・経験及び企業経営者としての経験を当社の経営の客観的かつ中立的な監査に十分に活かしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しています。また、当社の定める独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しています。なお、須田秀樹氏は取締役会の承認を経て独立役員に就任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	7名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、固定報酬である基本報酬、業績等に応じて毎年支給される短期的な業績連動報酬である賞与及び中長期的な業績連動報酬である株式報酬型ストックオプションの3種類から構成されています。

基本報酬は、各取締役の役位に基づき、その基本となる額を設定しています。

賞与は、全社連結業績(連結売上高及び連結営業利益に関する従業員1人当たりの生産性)及び担当事業部門の業績(売上高及び受注高に関する従業員1人当たりの生産性)の目標達成度等に基づき個人別支給額を決定しています。

株式報酬型ストックオプションは、取締役の報酬と株式価値とを連動させることにより、株価変動によるメリットやリスクを株主と共有し、中長期的な企業価値の向上、株価上昇への意欲や士気をより一層高めることを目的として、会社業績及び各取締役の業務執行の状況・貢献度等を勘案し支給額を決定しています。

なお、取締役(社外取締役を除く)の報酬等の決定に際しては、報酬等の公平性・客観性を確保するため、諮問委員会の審議を経たうえで、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内で、基本報酬及び株式報酬型ストックオプションは取締役会の決議により、賞与は株主総会の決議により決定しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役、その他
-----------------	-------------------

該当項目に関する補足説明

報酬と株式価値とを連動させることにより、株価変動によるメリットやリスクを株主と共有し、中長期的な企業価値の向上、株価上昇への意欲や士気をより一層高めることを目的として、社内取締役のほか、当社の執行役員及び当社子会社の取締役に対しても株式報酬型ストックオプションを付与しています。

なお、上記ストックオプションの付与対象者「その他」とは当社の執行役員であります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

事業報告において取締役、監査役の総額をそれぞれ開示しています。なお、内数にて社外取締役、社外監査役の総額をそれぞれ開示していません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬制度は、業績との連動を強化し継続した成長と企業価値の継続的向上を図るものであること、及び報酬の決定プロセスが公正性・客観性の高いものであることを基本方針としています。

当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、固定報酬である基本報酬、業績等に応じて毎年支給される短期的な業績連動報酬である賞与及び中長期的な業績連動報酬である株式報酬型ストックオプションの3種類から構成されています。

基本報酬は、各取締役の役位に基づき、その基本となる額を設定しています。

賞与は、全社連結業績(連結売上高及び連結営業利益に関する従業員1人当たりの生産性)及び担当事業部門の業績(売上高及び受注高に関する従業員1人当たりの生産性)の目標達成度等に基づき個人別支給額を決定しています。

株式報酬型ストックオプションは、取締役の報酬と株式価値とを連動させることにより、株価変動によるメリットやリスクを株主と共有し、中長期的な企業価値の向上、株価上昇への意欲や士気をより一層高めることを目的として、会社業績及び各取締役の業務執行の状況・貢献度等を勘案し支給額を決定しています。

なお、取締役(社外取締役を除く)の報酬等の決定に際しては、報酬等の公平性・客観性を確保するため、諮問委員会の審議を経たうえで、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内で、基本報酬及び株式報酬型ストックオプションは取締役会の決議により、賞与は株主総会の決議により決定しています。

社外取締役の報酬等の構成は、独立性を担保する等の観点から基本報酬のみとし、他の取締役とともに株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内で取締役会の決議により決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役への情報伝達については当社経営企画本部を窓口としています。

取締役会の議題に関する資料等を取締役会に先立って提供するほか、必要に応じて事前に説明を行うことにより、必要な準備をしたうえで取締役会に臨むことができる体制を整備しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
高垣 将次郎	特別顧問	当社の元経営トップとして創立時から事業の拡大及び経営基盤の確立を行ってきた経験を活かして、経営その他の相談要請に応じて助言を行っております。	【勤務形態】非常勤 【報酬】有	1996/6/25	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

その他の事項

・顧問の選任、解任及び報酬等に関する事項は、諮問委員会の審議を経たうえで、取締役会決議により決定しています。

・当社は、顧問に関する社内規程を定めています。

・顧問は経営のいかなる意思決定にも関与していません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)取締役及び取締役会

当社の取締役会は、独立社外取締役4名(全員を東京証券取引所へ独立役員として届出)を含む11名(男性10名、女性1名)で構成され、原則として月1回の開催とし、法令及び定款に定める事項のほか、経営ビジョンや経営方針、中期事業計画その他経営・業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行状況の報告等を通して、経営全般についての監督を行っています。

また、経営の透明性・公正性を高め、コーポレートガバナンスを強化するため、取締役会の諮問機関として、代表取締役、社外取締役、常勤監査役及び社外監査役で構成され、社外取締役が議長を務める諮問委員会を設置し、取締役及び執行役員の選任、解任及び報酬等に関する事項を審議しています。

(2)業務執行体制

当社は、社内規程により取締役会の決議を要さない事項の決裁権限を代表取締役社長のもとに設置した経営委員会(月2回程度開催)又は執行役員等に委任することにより、取締役会の機能に関し、経営管理・監督機能に重点化を図り、経営の透明性及び公正性を確保するとともに、迅速かつ効率的な業務遂行体制を構築しています。

当社は、社外取締役及び監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、法令が規定する額を責任の限度額とする旨の責任限定契約を締結しています。

(3)監査役及び監査役会

当社の監査役会は、独立社外監査役3名(全員を東京証券取引所へ独立役員として届出)を含む4名(男性4名、女性0名)で構成され、原則として月1回の開催とし、取締役の職務執行の監査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使等を行っています。

また、監査役は、取締役会、経営委員会、諮問委員会、リスク・コンプライアンス委員会及び投融资委員会等の重要な会議へ出席し、経営・業務執行に関する重要事項等の審議に際しては適宜意見を述べるとともに、経営・業務執行状況の報告を聴取しています。

監査役菊池正道氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

監査役の職務を補助すべき従業員を内部監査室に配置しています。

(4)内部監査

内部監査については、代表取締役社長直属の組織として内部監査室(9名)を設置しており、内部監査室が、会社における事業活動が事業計画、経営方針、社内規程等に沿い、又、法令や社会倫理等に抵触することなく適正かつ効率的に行われているかを調査し、必要な改善事項を指摘するとともに、改善状況をフォローしています。

(5)会計監査

当社の会計監査人は、有限責任監査法人トーマツであり、当社の2017年度会計監査業務を執行した公認会計士及び補助者の状況は以下のとおりです。

指定有限責任社員 業務執行社員 津田 良洋(4年継続監査)

指定有限責任社員 業務執行社員 菊地 徹(3年継続監査)

補助者 公認会計士5名、その他7名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、取締役会の30%以上を構成する独立社外取締役による経営・職務執行の監督に加え、監査役会の半数以上を構成する独立社外監査役による取締役の職務執行の監査、執行役員制度の導入による取締役会の経営管理・監督機能強化及び業務執行の効率化・迅速化並びに諮問委員会による取締役及び執行役員の選任、解任及び報酬等の公正性・客観性の確保を通して、実効性の高いコーポレートガバナンス体制の構築を図っています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	原則、株主総会開催日の3週間前を目安として、本年第31回定時株主総会においては5月23日に株主総会招集通知を発送しています。また、いち早い情報提供の観点から、株主総会招集通知の記載内容について取締役会で承認された日から発送するまでの間にTDnetや当社のウェブサイト上において公表しています。本年第31回定時株主総会においては5月18日に当社のウェブサイト上に公表しました。
集中日を回避した株主総会の設定	6月下旬の集中日を避け、本年第31回定時株主総会は6月14日に開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	第28回定時株主総会(2015年開催)よりインターネットによる議決権行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第28回定時株主総会(2015年開催)より株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知は、日本語版及び英語版を、TDnetや当社のウェブサイト上において公表しています。 【和文】 https://www.netone.co.jp/ir/stock/meeting.html 【英文】 https://www.netone.co.jp/english/ir/stock/meeting.html
その他	定時株主総会終了後、当事業内容についてより理解を深めていただけるよう、事業説明会を開催しています。また、招集通知のカラー化、ユニバーサルデザインフォントの採用等読みやすさの改善を進めています。株主総会においては、議事進行にスライドを用いて視覚的にも分かりやすいように心がけています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを定め、法令に基づく開示以外に、株主が当社への理解を深めるうえで有用と判断される情報について積極的に開示します。以下当社のウェブサイトに掲載しています。 https://www.netone.co.jp/ir/policy/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	本年6月14日開催の定時株主総会終了後、事業説明会を開催しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎の決算発表日にアナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催しています。本決算、第2四半期決算は代表取締役を中心として、第1及び第3四半期決算は執行役員を中心として説明を行います。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役が年間3回(ニューヨーク、ロンドン及び香港を各1回)、機関投資家を訪問し、個別ミーティングを実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	以下当社のウェブサイトにてIR資料を掲載しています。 https://www.netone.co.jp/ir.html IR資料として、決算情報(決算短信、決算説明会資料)、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会の招集通知等、対外的に発表した資料を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR室にIR担当者を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループのビジョンとして規定し、以下当社のウェブサイトに掲載しています。 https://www.netone.co.jp/company/mission.html
環境保全活動、CSR活動等の実施	法務・CSR室が主管部門となり、ISO14001の認証を取得のうえ、環境負荷軽減活動に取り組むとともに、社会貢献活動を推進しています。 https://www.netone.co.jp/company/csr.html
その他	<p><ダイバーシティへの取り組み> 多様な価値観や人材が融合することにより、様々な「個」の力を引き出しながら当社グループのシナジー効果とイノベーションを創出することを目的として、2013年10月にダイバーシティ推進委員会(DSC)を発足させ、ダイバーシティを推進しています。</p> <p>2017年度は、「全従業員が活き活きと働き、組織風土を変革して活性化された環境を作る」ことを目指し、「働き方」「モチベーション」「組織・制度」を主題に取り組みを進めて参りました。2018年度も継続した主題にて、以下の取り組みを進めております。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)若手層社員のモチベーション維持と、安定した活躍推進を目指した教育 (2)多様な人材のマネジメントスキルの向上を目指した管理職研修 (3)女性の自律的なキャリア意識形成を目指したキャリア開発教育 (4)従業員の活躍促進のための相談窓口(キャリア形成、介護等)・コミュニティの設置 (5)ワークライフバランスを促進するための多様な働き方を実現する新人事制度(ワークセレクト制度)の理解浸透 <p>なお、2018年3月31日現在の女性管理職比率は6.6%(55名)、従業員の女性比率は16.0%(347名)となります。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を定め、これに基づいて運用を行っております。それらの概要は以下のとおりであります。

【内部統制システムの基本方針】

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)法令及び定款の規定により取締役会の決議を要する事項並びに経営・業務執行に関する重要事項は取締役会において審議・決定します。
- (2)取締役会の監督機能を強化するため、社外取締役を選任し、また、取締役の選任、解任及び報酬等に関する事項を審議するため、諮問委員会を設置しています。
- (3)監査役は、法令及び定款との適合性の観点から取締役の職務の執行を監査し、また、監査役会は、監査に関する重要事項について、取締役からの報告を受け、監査役間で協議を行い、又は決議します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社における文書の保存及び管理については、「文書管理規程」に定めるところにより行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)経済環境の変化、市場や顧客ニーズの変化等のビジネスリスクについては、事業・投資に係る主管部門が関係部門の支援・協力を得て、自ら把握・評価し、適時適切に対応します。また、新たな事業・投資については、各主管部門が関係部門の支援・協力を得て、事前にビジネスリスクについて調査・検討を行った後、投融資委員会の審議を経て、取締役会又は経営委員会の決定により、実行します。
- (2)大規模地震、風水害、感染症等の自然災害や疾病により事業継続が困難となるリスク、取締役及び従業員の不正行為や機密情報の漏えいにより会社の信用を失墜し事業が停滞するリスク等、オペレーショナルリスクについては、リスク・コンプライアンス委員会の審議を経て、経営委員会にて各事業年度の重要な管理対象リスクを決定し、リスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催しながら、全社的なリスク管理活動を展開します。併せて、当社のリスク管理の基本方針・体制等を定めたりリスク管理規程及び関連諸規程の整備・運用改善を図ります。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)執行役員制度を導入し、取締役会の機能を経営管理・監督機能に重点化することにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、経営管理・監督機能から分離された業務執行機能の迅速かつ効率的な遂行体制を構築します。
- (2)取締役会決議事項を除く経営・業務執行に関する重要事項については、経営委員会において審議・決定します。
- (3)主要な事項の執行決定とプロセスは職務権限基準表に定めるところによります。
- (4)業務効率向上の観点から、業務システムの継続的な見直しと改善を図るとともに、これを支える情報システム基盤の整備・拡充を図ります。

5. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制に関する重要事項の審議・決定及び運用状況の確認を行うとともに、重大なコンプライアンス違反が発生した場合には、調査結果に基づく事実認定を行い、再発防止策を審議・決定します。コンプライアンス違反が認められた場合には、違反した従業員を就業規則により処分します。
- (2)「誠実と信頼」(Integrity & Trust)を共通の価値観と定め、取締役及び従業員が遵守すべき具体的な行動基準を示したグループ・コンプライアンス・マニュアル並びに取締役及び従業員の倫理基準を示した倫理規程を制定し、コンプライアンスが当社の継続的成長及び企業価値向上の基礎となるという考えのもと、コンプライアンス研修を計画的かつ継続的に実施します。
- (3)コンプライアンス違反に関する通報及び相談窓口を社内外に1箇所ずつ設置しているほか、取締役及び執行役員のコンプライアンス違反に関する報告・相談を常勤監査役が受け付ける窓口も設置しております。また、社外の通報・相談窓口は匿名方式による報告・相談も受け付けています。さらに、内部通報制度に関する周知を徹底し、通報・相談者が安心して通報・相談窓口を利用できる環境を整備します。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社グループ各社の管理の主管部門を設置し、投融資等管理規程に基づき定期的に報告を受けるとともに、重要事項の決定に際しては事前に協議します。また、定期的にグループ事業連絡会を開催し、当社グループ各社の諸課題等を共有します。
- (2)当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、当社グループ全体のリスク管理活動を推進するとともに、リスク・コンプライアンス委員会には、子会社からも委員を選任し、当社グループとして運営しております。また、当社グループに重大な影響を与える事象が発生した場合には、緊急事態対策規程に基づき、迅速かつ円滑な対応を実施します。
- (3)中期事業計画を子会社も参画しながら策定し、子会社の経営状況等を定期的に報告させるとともに、その進捗状況等を管理します。
- (4)グループ・コンプライアンス・マニュアルを通じて、当社グループとしての価値観、行動基準を共有するとともに、リスク・コンプライアンス委員会においては当社グループのコンプライアンスに関する重要事項を審議・決定しております。また、当社の通報・相談窓口は、当社グループの役員及び従業員からの通報及び相談にも対応します。
- (5)当社の取締役又は従業員を子会社の取締役及び監査役として任命・派遣し、子会社の業務執行状況の監督・監査を行います。
- (6)金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性確保に関しては、子会社との連携により、当社グループの内部統制の整備・運用状況を定期的に把握・評価するとともに、その維持・改善を図ります。

7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役は、その職務を補助すべき従業員を内部監査室に配置するものとします。

8. 監査役がその職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監査役がその職務を補助すべき従業員の人事異動及び人事評価等に関しては、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保します。
- (2)監査役がその職務を補助すべき従業員が監査役からその職務に関して必要な指示を受けた場合、当該指示に従うよう必要な体制を整備します。

9. 監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1)取締役が取締役の不正行為、法令・定款に違反する行為及び当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告するものとします。
- (2)内部監査室は、内部監査の計画及び実施状況の結果を監査役へ報告します。
- (3)当社グループの役員及び従業員が監査役からその職務執行に関する報告を求められた場合、速やかに当該事項について報告するものとします。

す。

- (4)グループ会社監査役連絡会を定期的に開催し、子会社の監査役から子会社における監査の実施状況等について報告を受けるものとします。
- (5)当社グループの役員及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに当社の監査役に報告するものとします。
- (6)監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、通報・相談窓口の果たす役割と通報・相談の秘密厳守を積極的に周知し、当社グループの役員及び従業員が安心して通報・相談できる環境を整備します。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)監査役は、取締役会及び経営委員会への出席を通じ、取締役と情報を共有し、意見交換を行います。
- (2)監査役は、半期に1回以上、会計監査人と意見交換を行うとともに、必要に応じて当社関係部門及び顧問弁護士との間で意見交換を行うこととしています。
- (3)監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

【内部統制システムの運用状況の概要】

1. リスク・コンプライアンス体制

(1)リスク・コンプライアンス委員会の開催

当事業年度中は、管理本部担当の取締役を委員長とし、委員には当社及び子会社の取締役、執行役員及び部長を任命し、計11回開催しました。

(2)コンプライアンスに関する取組

通報・相談窓口の運用、従業員及び協力会社社員を対象としたアンケート調査、教育啓蒙活動(eラーニング及び宣誓、全社員を対象としたコンプライアンス講話、新入社員・中途入社社員を対象とした研修等)を実施しました。

また、リスク・コンプライアンス委員会においては、通報・相談窓口の利用状況やアンケート調査結果の確認等を実施しております。

なお、当事業年度において、法令違反等に関わる重大な通報・相談案件はありませんでした。

(3)リスク管理に関する取組

リスク・コンプライアンス委員会において、当事業年度における当社グループの重要な管理対象リスクを決定するとともに、各リスクの主管部門によるリスク管理活動について、モニタリングと分析・評価を実施しながら、四半期毎に経営委員会へ報告するとともに、適宜その指示を受けることによりリスク管理活動の改善・強化を図りました。

また、大規模地震の発生を想定したBCP訓練(全社での安否確認訓練・中核業務の代替拠点への切替訓練)を当事業年度中に2回実施しました。

なお、当事業年度において、当社グループの経営に重大な影響を与えるリスクの発生はありませんでした。

2. 効率的業務執行体制

社内規程に定めた取締役会及び経営委員会での決議事項等の意思決定ルールに基づき、取締役会(当事業年度中に計12回(その他、取締役会決議があったものとみなす書面決議が計4回)開催)及び経営委員会(当事業年度中に計22回開催)において、各付議事項を審議し、効率的な意思決定を行っています。

3. 子会社管理体制

子会社の代表取締役社長及び監査役には当社の取締役又は従業員を任命しております。

当社グループ各社の管理の主管部門は、社内規程の定めにより、子会社の事業計画等を経営委員会に付議しその承認を得るとともに、その経営状況について取締役会、経営委員会及び投融资委員会へ報告しております。

また、当事業年度において、グループ事業連絡会は11回開催しました。

4. 監査役監査体制

監査役は、取締役会、経営委員会、諮問委員会、リスク・コンプライアンス委員会及び投融资委員会等の重要な会議へ出席するとともに、当社代表取締役社長との意見交換会(当事業年度中に2回開催)、当社グループの役員及び従業員からのヒアリング、グループ会社監査役連絡会(当事業年度中に2回開催)等を実施しました。

また、会計監査人から、法令に基づく事業年度の監査結果についての定期報告を受け、内部統制システムの整備状況などについて情報交換、意見交換を実施しました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

グループ・コンプライアンス・マニュアルにおいて「反社会的勢力との交際禁止」を行動基準として明記し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たないことを基本方針としています。

(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社が会員となっている公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会・地区協議会、所轄警察署、顧問弁護士等外部専門機関との密接な連携のもと、反社会的勢力に関する情報収集と適切な助言・協力を確保できる体制を整備・強化するとともに、当社グループ内のコンプライアンス研修等を通じて、反社会的勢力排除の周知徹底を図ります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

